

	現行プラン	改定案
<p>基本理念</p> <p>基本目標・施策の方向・基本的な施策</p>	<p>すべての市民が性別による差別を受けることなく個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野に参画し、男女がともに支えあう社会を目指します。</p> <p>1 人権尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革</p> <p>(1) さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発</p> <p>①行政・事業者・市民・NPO など相互の連携のもと、広報・啓発活動</p> <p>②学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育</p> <p>(2) 家庭・地域での男女共同参画の実践</p> <p>①男女共同参画に関する調査</p> <p>②家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践</p> <p>(3) 多文化共生を目指す活動の推進</p> <p>①女性の地位向上のための国際的情報収集と提供</p> <p>②多文化交流の推進</p> <p>2 意思決定過程への男女共同参画の拡大</p> <p>(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大と女性の意見の反映</p> <p>①市の付属機関などにおける女性の参画拡大</p> <p>②行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用</p> <p>③市政への女性の意見や提言の反映と促進</p> <p>(2) 地域・職場・団体などにおける男女共同参画の推進</p> <p>①企業・団体などとの連携・協力要請</p> <p>②地域活動における女性参画の促進と啓発</p> <p>(3) 女性の社会参加の推進</p> <p>①女性のエンパワメントのための広報・学習</p> <p>②働く女性の職業意識と能力向上の支援</p> <p>③市政への関心を高める学習の促進</p> <p>3 男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり</p> <p>(1) 安心して働き続けることのできる環境整備</p> <p>①働く場での男女平等</p> <p>②仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発</p> <p>③育児・介護休業法制度など利用の促進</p> <p>(2) 仕事と家庭生活を両立するための支援</p> <p>①育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援</p> <p>②子育て支援の充実</p> <p>③介護サービスと相談体制の充実</p> <p>4 健康で安心して生活できる環境づくり</p> <p>(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>①女性に対する暴力根絶についての広報・啓発</p> <p>②相談体制の充実</p> <p>(2) 生涯にわたる健康の支援</p> <p>①生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談</p> <p>②妊娠・出産に関する支援</p>	<p>(1) 個人の人権の尊重</p> <p>(2) 男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮</p> <p>(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画</p> <p>(4) 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立</p> <p>(5) 性と生殖に関する女性の健康と権利の尊重</p> <p>(6) 国際的協調</p> <p>I 人権尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革</p> <p>1. さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発</p> <p>(1) 行政・事業者・市民・NPO など相互の連携のもと、広報・啓発活動</p> <p>(2) 学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育</p> <p>2. 家庭・地域での男女共同参画の実践</p> <p>(1) 男女共同参画に関する調査</p> <p>(2) 家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践</p> <p>3. 多様な価値を尊重する社会の実現</p> <p>(1) 女性の地位向上のための国際的情報収集と提供</p> <p>(2) 多文化交流の推進</p> <p>新設 (3) 多様な性を認める意識の醸成</p> <p>II 意思決定過程への男女共同参画の拡大</p> <p>1. 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>(1) 市の付属機関などにおける女性の参画拡大</p> <p>(2) 行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用</p> <p>(3) 市政への女性の意見や提言の反映と促進</p> <p>2. 地域・職場・防災 等における方針決定 過程への女性の参画 促進</p> <p>(1) 企業・団体などとの連携・協力要請(※)</p> <p>(2) 地域活動における女性参画の促進と啓発</p> <p>新設 (3) 防災・災害復興への男女共同参画の推進</p> <p>3. 女性の人材育成の推進</p> <p>(1) 女性の人材育成のための広報・学習</p> <p>(2) 働く女性の職業意識と能力向上の支援(※)</p> <p>(3) 市政への関心を高める学習の促進</p> <p>III 男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり</p> <p>1. 安心して働き続けることのできる職場環境づくり</p> <p>(1) 働く場での男女平等</p> <p>(2) 仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発(※)</p> <p>(3) 育児・介護休業法制度など利用の促進</p> <p>2. 仕事と家庭生活を両立するための支援</p> <p>(1) 育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援</p> <p>(2) 子育て支援の充実(※)</p> <p>(3) 介護サービスと相談体制の充実(※)</p> <p>IV 健康で安心して生活できる環境づくり</p> <p>1. 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>(1) 女性に対する暴力根絶についての広報・啓発</p> <p>(2) 相談体制の充実</p> <p>2. 生涯にわたる健康の支援</p> <p>(1) 生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談</p> <p>(2) 妊娠・出産に関する支援</p> <p>※印が付いた施策は、女性活躍推進法が定める市町村推進計画と位置づけます。</p>